

令和３年１２月１６日（木） 場所 委員会室

○出席議員

議長	青木 健	日本共産党	高原 幸雄
副議長	藤田 貴裕	公明党	小口 俊明
自由民主党	遠藤 直弘	新しい議会	藤江 竜三
社民・ネット・緑と風	重松 朋宏		



○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	古沢 一憲



○協議事項

◎議長挨拶

議題１．予算特別委員会について

- (1) 特別委員会の設置について
- (2) 正副委員長の選出について
- (3) 特別委員会資料について

- ※ 議員研修について
- ※ 東京都市議会議員研修会について
- ※ 政務活動費について

◎議長挨拶

○【青木健議長】 それでは、おはようございます。第4回定例会中のお忙しい中、本日の会派代表者会議に御出席を頂きまして、誠にありがとうございます。本日は、この後、議員互助会もございしますので、三密防止策として皆様の御協力の下、短時間で進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いを致します。

それでは、会派代表者会議を開きます。



議題1. 予算特別委員会について

- (1) 特別委員会の設置について
- (2) 正副委員長の選出について
- (3) 特別委員会資料について

○【青木健議長】 それでは、議題1、予算特別委員会について。(1)特別委員会の設置について、(2)正副委員長の選出について、(3)特別委員会資料について、事務局長より御説明をお願いします。議会議務局長。

○【内藤議会議務局長】 それでは、(1)、(2)、(3)を一括して御説明させていただきます。

まず、予算特別委員会の設置につきましては、当初予算の審査は先例によりまして、議長を除く全議員構成で予算特別委員会を設置し、付託するのが例となっております。先例に倣いまして、予算特別委員会の設置をしていただきますようお願いを申し上げます。

また、予算特別委員会設置につきましては、議会運営委員会におきまして協議をしていただき、確認をされましたら、2月24日木曜日の本会議初日においてお諮りをする事となります。

次に、正副委員長の選出でございますが、前例では委員長には与党第一党から、副委員長には野党第一党から選出することとなっております。なお、それぞれ選出がない場合には、委員長は与党内から、副委員長は野党内から選出することとなっております。

正副委員長の届出につきましては、一般質問通告の期日と同様の2月15日火曜日の正午までに事務局へ御連絡を頂きたいと存じます。

(3)特別委員会資料についてでございます。資料要求は会派ごとにまとめていただきまして、1月20日木曜日の正午までに文書にて事務局へ御提出をお願いいたします。要求がありました資料につきましては、資料内容を確認後、期日までに間に合うか担当部と調整をした後に、議長、副議長とも内容を精査させていただきます。3月3日木曜日までに各会派の議員控室へ配付を予定しております。本日、お手元に昨年の資料要求一覧をお配りさせていただいておりますので、御参考にしていただきたいと思います。と存じます。

なお、資料の提出に当たりましては、会派代表者会議でも御確認いただきましたとおり、各会派で資料内容を十分精査していただきまして、委員会に必要な資料を御提出いただきますようお願い申し上げます。

また、今回、提出期限が少し遅めとなっております。会派によりまして、少しでも早くお出しただければと思っておりますので、作成された会派から順次、20日前に事務局のほうに御提出を頂きたいと思っております。どうぞよろしくお願いを致します。以上でございます。

○【青木健議長】 説明が終わりました。議題1につきまして、一括して御質疑、御意見等を承りた

いと存じます。小口議員。

○【小口俊明議員】 (3)の資料のところですけど、今、局長の御説明の中で、1月20日までの資料要求というお話でした。補足的に遅めの設定というお話もあったんですけども、これはこれまでの会派代表者会議等で我々検討してきた中では、極力、当局に負担がかからないというんでしょうか、負担にならないというところを大分主眼にして、その時期を確認してきた経過もあったかと思うんです。これはなるべくというか、時期的に遅れれば遅れるほど当局の負担が大きくなるという理解をしていますので、負担が大きくなるということは、おのずと時間外の勤務も増えてきたり、我々ふだんからいろいろ意見を言っている中でのマイナス方向にもいきかねない状況がある中で、この20日というのは適正なのかなと。

これまでの経過を見ると、もっと随分後ろの時期もあったのかな、それはあまりにもと思うわけで、20日は妥当なのかなというふうにも考えるところでもありますけれども、局長として当局の感触がもしありましたら、伺いたいと思います。

○【内藤議会事務局長】 当局ともお話はさせていただいたんですが、今年は1月8日の締めというところで、その前がたしか1月10日だったと記憶をしております。当局としましてはその付近がありがたいといえますか、資料に期間が設けられているというお話は聞いて、小口議員さんおっしゃっており、それ以降になると、当然、時間外対応というものが少なからず出てくる。ただ、時間外対応しても、資料は作らせていただくというお話は頂いております。

前回の会派代表者会議でも、資料の期限につきまして、一部もう少し後にというお話も頂いているところでしたので、青木議長と事前に御相談をさせていただいて、今回20日というところを御提案させていただいたという経過でございます。以上でございます。

○【青木健議長】 すみません、補足で。局長も入れまして当局とも話をさせていただきまして、1点は、20日であれば何とか、時間外を行ったとしても最小限で済むでしょうと。そのリミットとして20日という数字が出てきたわけでございます。

それともう一点は、8日ですとか10日ということになると、当局自体もまだ予算がはっきり固まっていない中で私どもが要求をするということになりますと、全く分からない中での要求ですから、取ってみただ、予算特別委員会を開いたら、使わないでよかったということもあるのではないかな。

そういうことをできるだけ避けるために、各会派が予算の説明を受けるのを、20日であれば多分終わっているのではないかな。それまでの間にできるだけ終わらせてほしいということも併せてお願いをしておりますが、それによって不要な資料要求を私どももやらないで済むのではないかなということも考えまして、20日という数字を出させていただきました。

○【小口俊明議員】 ありがとうございます。今、局長の御説明と議長の補足があって、自分の中では大分すっきりして、20日というのは妥当性のかなり高い期日設定なのかなというふうに理解が至りました。今年、1月8日というのは、ある意味であまりにも早過ぎるタイミングなのかなと。まだ流動的な状況の中でしてきたのかなというふうにも思いましたし、またこの先、20日というところよりももっと後ろだったこともある。それはあまりにも遅いという意味で、20日というのは非常に妥当性が高いかなと理解を致しました。

その上で、我が会派としても、これまでに会派代表者会議で確認をしている資料要求の在り方というものの、例えば予算特別委員会という会議に使うための資料を求めるというのが大原則であるというところを踏まえた上で、さらに公開されている資料等は、そちらを使うということも含めて、資料と

いうのは極力絞っていくという考え方で我が会派も臨んでまいりたいと思います。

○【藤江竜三議員】 今回、1月20日で、若干後ろにずらしたということで、それですとやはりそうはいっても職員さんへの負担ということは気になりますので、我が会派としても公開済みの資料であったり、26市にわたる資料であったり、分析を求めるものであったりという多くの負担をかけてしまう資料を控えたり、使わない資料についても極力要求しないということで皆さんと一致しながら、全体の負担を考えつつ、また予算特別委員会の審査が深まるような形で進めていけたらと考えております。

○【遠藤直弘議員】 (3)の資料についてです。自民党としても、資料要求に関してはできるだけあるものを使うということと、あとは実際にネットなどでも出ているものはありますので、そういったものを活用しながら工夫していきたいと考えています。

その中で、コロナ禍ということもありますし、また我々が残業代の件とか、そのようなことを議題に上げながら、残業させるような体制というのはあまりよくないと感じますので、負担がかからない体制づくりをしていきたいということで、我が会派もそのように進めたいと思っております。

○【高原幸雄議員】 (3)の問題で、今、各会派から発言ありましたけど、私どもも極力、予算特別委員会の審査に必要な資料を精査して、日程の決定というか、提案については諸般の時間外勤務の問題だとか、職員の負担ですとか、そういうことを考慮して決められたと思いますので、これは了したいと思います。

○【重松朋宏議員】 一時期は資料が100点を超える時期もありました。我が会派も精査して出しているんですけども、資料によっては、例えば定員管理計画とか、会派から求めなくても、公開されていてもいいような資料ってあるんですよ。そういうのは当局のほうも持つてはいるんでしょうけれども、あえて公開してないようなものも公開を進めていただければ、会派として要求しなくても済むような資料もあるのかなと思います。

実際の委員会で使うかどうかというのは、資料を見ないことには、最初から質疑ありきで資料があるわけではありませんで、出てきた資料をしっかりと会派としても精査して、予算特別委員会に臨みたいと思います。

○【遠藤直弘議員】 今、重松議員のほうから、資料要求をする中で、したからといって、そこには触れないということなんでしょうか。というか、触れようと思って資料要求される、資料要求ってそういうことだと私は理解しているんですけども、資料を見て問題がないと感じれば、それはもう使わないということなんでしょうか。

○【重松朋宏議員】 予算審査のための資料ですので、予算審査というのはそこに疑義があるんじゃないかということなんでしょうけれども、それを見るための資料ですので、その資料を審査した結果、そこに疑義がないというふうになれば、あえて質疑に使う必要はないんじゃないか。幸いといいますか、ここ2年間はコロナで事前通告という形になっていますので、必ず通告した上で、資料を基に、予算特別委員会の前に当局ともヒアリングをする中で検討して、時間制限もありますので、その中で優先順位をつける中では実際には質疑に使わなかったということもあり得るのではないかと。

○【遠藤直弘議員】 ありがとうございます。去年とか一昨年というのは確かにそのとおりかなと。市との協議が調う前に資料要求ということがあり、確かに使えなかった部分というのはあったかもしれませんが、今回は恐らく、当局からの説明があった後に資料要求という形になりますので、かなり精査が進むのかなというのは期待ができると思いましたので、分かりました。

○【小口俊明議員】 私も今、ちょっと不思議な感触を持って伺ったんですけれども、1つは、今、遠藤議員が確認をしたように、先ほどの重松議員の御発言では、見てみないと分からないという御発言でした。これは考えてみると、各会派が予算に関して疑義を持てば、疑義を持ったことについて全て資料要求をするということになると思うんです。これがどのぐらいの量になるのかというのは、計り知れない事態になりかねないかなと。見た上で、その疑義が晴れば質疑はしない。そういうスタンスで臨むのか。そうすると、精査をするということと少し違う内容になってくるのかなと思いました。これが1つ。

もう1つが、その前におっしゃった、当局として、当然、公開してしかるべき資料が出ていない、そのものは会議に使わなくとも要求をしてよいのだというふうに私は受け止めたんですけど、そういう考え方で我々会派は資料要求しておりませんので、今、重松議員のおっしゃるようなスタンスで資料要求をされるとなると、これは我々会派代表者会議の中で考えている基準とはちょっとずれてくるのかなと思ったところです。

○【重松朋宏議員】 後段の当局が公開していないので、資料要求をするという意味で先ほど述べたわけではなくて、当局が公開されていたら資料要求する必要がなくなるということです。

あと、資料は委員会全体のものでありますので、今年の予算特別委員会でも他の会派が要求されたものを非常に参考にさせていただいて、質疑を通告して、優先的にさせていただいたものもあるように、実際に予算案と審査のために必要だと思われる資料と、他会派から出してきたものや当局が出してきたもの全てを突き合わせて質疑を組み立てていくことになるので、精査するということは会派としても努力したいと思いますけれども、結果として予算特別委員会では使わない、時間があれば質疑することとはあっても、時間の関係で質疑にならないケースもあるということです。

○【小口俊明議員】 分かりました。今、当局が公開してしかるべきものについて云々という私の理解、そうではなく、感想を述べたということだったんだろうなと理解をします。

加えて、資料要求はしたけれども、結果的に使わなかった。これは当然あることだと。私もそういうふうに理解しますから、一番大事なのは、我々として精査をして、職員の負担を減らしていくというところにしっかりと注目をして、資料要求も考えていく必要がある。そういうところで皆さんと一致して、理解を進めていきたいと思います。

○【青木健議長】 ほかに何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

そうしましたら、予算特別委員会につきましては、(1)、(2)、(3)、3点でございますが、議会事務局長の説明のとおりとさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

では、そのようにさせていただきます。

なお、議長からも再度お願いでございますが、今回は資料要求の提出期限をここ何年かに比べて遅くさせていただいております。当然、遅くするということについては、当局にも時間的な負荷はかかってくるわけですので、その辺も十分にお考えを頂いて御精査いただきたいと思います。繰り返しますが、期限は1月20日の正午でございますが、各会派、期限前に提出できる場合には、そちらのほうの御協力もぜひお願いをさせていただきたいと思います。

また、資料は、委員会で使用する資料とすることが原則として確認をされております。26市の資料や複数年の経年資料、分析を求める資料、公開されている資料につきましても、職員の事務負担に配

慮し、精査することも併せて確認をされているところでございますので、ぜひとも御協力のほどお願いを申し上げます。予算特別委員会で使用する資料ということで、再度、会派の皆様方に御周知を頂きたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。



※ 議員研修について

○【青木健議長】 それでは、続きまして、議員研修についてを議題とさせていただきます。

それでは、事務局長から説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 前回、御案内をしました議員研修でございますが、日程、日時が決定しましたので、御報告をさせていただきます。

新年の1月31日月曜日10時から、ハラスメントに関する研修を、職場のハラスメント研究所所長の金子雅臣氏を講師に、行わせていただきます。よろしくお願いを致します。以上でございます。

○【青木健議長】 説明が終わりました。この件についていかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ただいまの局長の説明のとおり、議員研修につきましては1月31日10時から開催をさせていただきますと思っておりますので、よろしくお願いを致します。



※ 東京都市議会議員研修会について

○【青木健議長】 続きまして、東京都市議会議員研修会について、局長から御説明願います。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 例年2月上旬に府中の森芸術劇場で実施しております26市の議員研修会でございます。今年度は2月4日金曜日14時から、コロナ禍における子どもの貧困対策について、都立大学教授の阿部彩氏に御講演を頂く予定でございます。集合、出発は例年どおり13時を予定しております。よろしくお願いを致します。以上でございます。

○【青木健議長】 説明が終わりました。この件についていかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)



※ 政務活動費について

○【青木健議長】 それでは、最後になりますが、政務活動費についてです。政務活動費につきましては、昨年度に続いて今年度もコロナの基金に積立てをしておりますが、ここで政務活動費の手引の一部改正を行いました。

詳細につきましては、新年に各会派の経理担当者に事務局から説明を実施しますが、今回は変更の概要を局長から報告させてもらいたいと思っております。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、簡潔に御説明をさせていただきます。国立市政務活動費の手引の主な改正点、参考資料となっておりますが、御覧ください。

今回の改正点は、社会情勢の変化、裁判例、判例の変更に基きまして、政務活動費を使いやすくするように改正したものでございます。

主な改正点は、網かけをしてございますが、大きく4点ございます。簡潔に御説明させていただきます。

1点目としまして、政務活動費の支出手続き等の(4)でございます。これは従前は押印のない領収

書の場合には、支払証明書の添付をお願いしてまいりましたが、3万円未満のものにつきましては支払証明書を不要とさせていただくものでございます。これが1点でございます。

2点目は、3の備品等についてでございます。備品の定義をこれまで取得価格1万円以上としていたものを、3万円以上に改めるものでございます。

3点目が、4のその他についてでございます。一番下段のほうになります。これは従前はクレジットカード、プリペイドカード等の支払いは原則できないということにしてございましたが、時代等の変化もございまして、その方法でしか代金を支払うことができない場合には使用できるとするものでございます。電子マネーという表記も付加させていただいているところでございます。裏面の(2)から(5)まで、その注意点を記載しているところでございます。

次に、最後の4番目でございます。3の交通費についてでございます。こちらは視察等でレンタカーを使用した場合等の燃料費について、裁判例が出ておりますので、そちらに基づきまして、こちらは2分の1の案分とするものでございます。

以上が主な改正点でございますが、先ほど議長からお話いただきましたが、年明けに各会派の会計担当者に事務局より丁寧な説明を実施させていただく予定でございます。よろしくお願いを致します。以上でございます。

○【青木健議長】 いかがでございましょうか。

クレジットカードですとかポイントカードなどを使った場合、裏面の一番上段にございます(2)ですけれども、ポイントが付与されるものがございますよね。このポイントについて、私的な使用は控えていただきたいと。これ何年か前に、国家公務員だったでしょうか、エアのマイレージを公費で出る出張のたびに積んで、そのポイントで私的な旅行に使ったようなことが報道されたことがたしかあったと思うんですけど、それと同じようなことで、市民に対して説明ができないようなことについては良識的な判断でおやめいただきたいということも付記させていただいておりますので、御理解いただきたいと思います。いかがでしょうか。高原議員。

○【高原幸雄議員】 ここに3万円未満が、金額の頭打ちというかがあるんですけど、これは基準としての考え方というのはどういうあれなんでしょうか。3万円未満にするという。（「以上」と呼ぶ者あり）

○【内藤議会事務局長】 押印のない領収書の支払証明書の関係だと思います。こちらは実質、基本的には東京都さんの会計の事務関係集、東京都さんの考え方も参考にさせていただきまして、例を言いますと、例えば駐車場の代金のレシートですとか、そういったものが実際どうございますので、そういったものに支払証明書をわざわざというのは事務的にも非常に厳しいところも、議員さん側にも事務局側にもございますし、またこれは内容が少額のものにつきましては、透明性もしっかりとその行程の中で取られているという判断をさせていただいて、東京都の会計事務関係の考え方も参考にさせていただいて、3万円未満につきましては支払証明書は不要とさせていただくことにさせていただきました。以上でございます。

○【青木健議長】 ほかいかがでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、来年度から一部改正され使用しやすくなるものでございますので、各会派に1部ずつ配付を致しますので、会派の皆様への周知をよろしくお願い申し上げたいと思います。各会派への説明につきましては、新年になりましたら、事務局より連絡を差し上げさせていただきます。

◇

○【青木健議長】 それでは、全ての議題、報告が終わりましたので、これをもちまして閉会とさせていただきます。御協力ありがとうございました。

午前10時29分閉会